

捕獲従事者のみなさまへ

栃木県内で、野生イノシシへの豚熱(CSF)の感染が確認されました。入猟の際は、以下のとおり防疫措置を徹底してくださるようお願いいたします。

入猟時の防疫

- ① 捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等については、消毒等を行ってください。また、作業終了後に手指の消毒を実施してください。
- ② 捕獲を行った後は、当面の間、養豚場への立入りを控えてください。
- ③ 死亡イノシシを確認したときには、速やかに県又は市町の担当窓口に通報してください。

捕獲したイノシシの処理

- ① 豚熱(CSF)感染確認区域(※)で捕獲したイノシシ及びその肉、内臓、血液等については、原則として豚熱(CSF)感染確認区域外に持ち出さないでください。
- ② 豚熱(CSF)感染確認区域(※)内において、イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設でイノシシを解体した上で、イノシシ肉は容器またはビニール袋で密封した状態で持ち帰ってください。この場合、調理時の交差汚染を防ぐため、容器またはビニール袋は洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄してください。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱ってください。
- ③ 豚熱(CSF)感染確認区域内(※)で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないでください。
- ④ 捕獲したイノシシを現場に埋設せずに搬出するときは、血液等が漏出しないようビニールで密封する、また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとってください。
- ⑤ なお、本県では、原子力災害特別措置法に基づきイノシシ肉が出荷制限となっており、自家消費についても自粛をお願いしています。

※豚熱(CSF)感染確認区域とは、野生イノシシ陽性確認地点から半径10km圏内の区域を指します。

※栃木県内の当該区域については、栃木県HP「豚熱(CSF)拡大防止のお願い」で御確認ください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d04/choujyuu/csf.html>)

※国内の当該区域については、農林水産省HP(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/#kokunai>)で確認できます。